

吉野川市融資利用者応援給付金

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、令和2年1月29日以降、下記の対象

融資を受けた市内事業者に対し、給付金を交付し、事業継続の支援を行います。

給付対象者

下記①及び②のいずれにも該当するもの

- ① 融資を受けた時かつ本給付金申請時点で市内に本社又は主要な営業所を有する法人、又は市内で事業を営む者
- ② 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、次に掲げるいずれかの融資を受けた者
 - ア セーフティネット保証（4号又は5号）又は危機関連保証付き融資
 - イ 日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資
 - （ア）新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - （イ）生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - （ウ）新型コロナウイルス対策経融資
 - （エ）衛生環境激変対策特別貸付
 - （オ）小規模事業者経営改善資金融資（通称マル経）
 - （カ）セーフティネット貸付（農林漁業セーフティネット資金含む）
 - ウ 商工組合中央金庫又は日本政策投資銀行が行う危機対応融資
 - エ（独）中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の契約者に対して行う特例緊急経営安定貸付
 - オ その他市長が適当と認める融資であって金融機関が行うもの

給付金額

1事業者当たり融資額の10%の額（上限額20万円）※1,000円未満切り捨て
ただし、経営者の住所地が市外にある場合は上限額を10万円とします。

提出書類

- 申請書兼請求書（様式第1号）
- 振込先口座の通帳等の写し（口座番号と名義人（加付）が記載されている箇所）
- 事業者及び経営者の住所地が分かる書類
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた融資に係る契約書等の写し及び融資実行されたことが分かる通帳等の写し
- 上記② - アの場合は、信用保証協会の保証付き融資であることが分かる書類
※吉野川市が認定書を発行した場合は添付不要

申請期限

令和2年7月1日（水）から令和2年9月30日（水）まで ※当日消印有効

申請先

- 郵送による申請（※原則郵送での申請をお願いいたします。）
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市 商工観光課 「融資利用者応援給付金担当」 宛
(注意：送付前に、もう一度上記の提出物が同封されているかご確認ください。)
- 窓口での申請
吉野川市 商工観光課（東館1階）

●問い合わせ先

吉野川市 商工観光課 TEL:0883-22-2226 FAX:0883-22-2237
MAIL: shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp